

3 要素の用語の定義について

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

○ 労働調査会出版局編「改訂 3 版最低賃金法の詳解」（平成 21 年）（抄）

[解説]

- 一 本条第一項は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての役割に特化することを前提に、全国各地域においてその設定を義務づけたものである。
- 二 地域別最低賃金の具体的水準については、地域によって物価や労働者の賃金等が異なり、全国一律の額として決定することは不合理であることから、本条第一項において、地域別最低賃金の制度が全国に展開されるものであるという理念を明らかにし、具体的な決定基準として、本条第二項において地域ごとの要素を考慮して定めなければならないこととしている。
- 三 本条第二項に定める三原則は、直接的には、本法の規定による最低賃金、すなわち使用者がその使用する労働者に支払うべき賃金の最低額を定める行政官庁の命令を決定する際に、決定権者および最低賃金審議会が考慮すべきものである。この三原則は、最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何は二の次というような順位はつけ難い。三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである。

四 「労働者の生計費」とは、労働者の生活のために必要な費用をいうが、最低賃金決定の際の基準として労働者の生計費が考慮されるべきことは、最低賃金制が労働者の生活の安定を第一目的としていることから当然である。

五 「賃金」とは、当該地方の労働者あるいは低賃金労働者の賃金水準等である。これを把握するための資料としては、厚生労働省で行っている「賃金構造基本統計調査」および「毎月勤労統計調査」等を参考にすることはもちろん、最低賃金を決定する際にこれと関連して必要な範囲において調査を実施して資料を得ることも必要であろう。

六 「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない。一般的に言えば、業種等の賃金支払能力を概括的に把握するためには、経済産業省「工業統計表」等によって出荷額、付加価値額等を検討することによって可能である。

○ 平成 19 年改正の際の整理

改正後	改正前
<p>(地域別最低賃金の原則)</p> <p>第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。</p> <p>2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p> <p>3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。</p>	<p>(最低賃金の原則)</p> <p>第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p>

- 「最低賃金法の一部を改正する法律の施行について」(平成 20 年 7 月 1 日都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知 基発第 0701001 号)(抄)

第 6 地域別最低賃金

1 地域別最低賃金の原則(新法第 9 条関係)

(1) 地域別最低賃金の理念(新法第 9 条第 1 項関係)

最低賃金制度が今後とも賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するようになる必要があることから、地域別最低賃金をすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として位置付けることとしたため、地域別最低賃金があまねく全国各地域について決定されるべきであるという理念を明確化したものであること。

(2) 地域別最低賃金の考慮要素(新法第 9 条第 2 項及び第 3 項関係)

新法第 9 条第 2 項においては、地域別最低賃金に係る決定基準の 3 つの要素は、いずれも当該地域におけるものであることを明確化したものであること。

新法第 9 条第 3 項においては、最低賃金と生活保護との関係について、生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであるという趣旨から考えると、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生計費の保障という観点から問題であるとともに、就労に対するインセンティブの低下及びモラルハザードの観点からも問題があることから、同条第 2 項の労働者の生計費を考慮する際の 1 つの要素として生活保護に係る施策があることを、法律上明確化したものであること。

なお、生活保護に係る施策との整合性は、各地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき 3 つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、条文上は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると規定しているところであるが、法律上、特に生活保護に係る施策との整合性だけが明確化された点にかんがみれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると解されるものであること。